

看板 に関わる人と人をつなぐ 

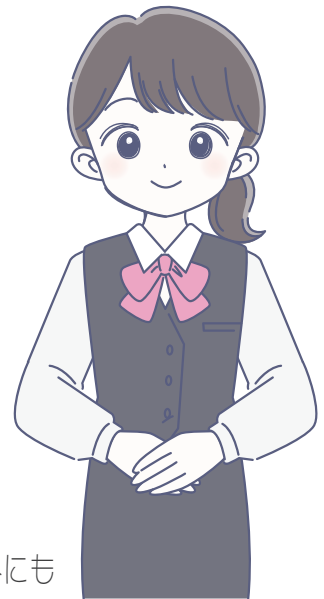
 **神奈川県広告美術協会**
KANAGAWA ADVERTISING ASSOCIATION

入会案内
— Membership guide —





とは??



一般社団法人神奈川県広告美術協会（略称：神広美くしんこうび）は昭和29年の発足より改組・改称を経て今日に至る、主に看板に関わる事業を行う県内の法人・個人が加入している団体です。資格取得の為に講習会や各種セミナー、イベントを通じ会員間の交流や情報交換を行うとともに行政とも連携し公衆の安全に寄与すべく各種取り組みを実施しています。

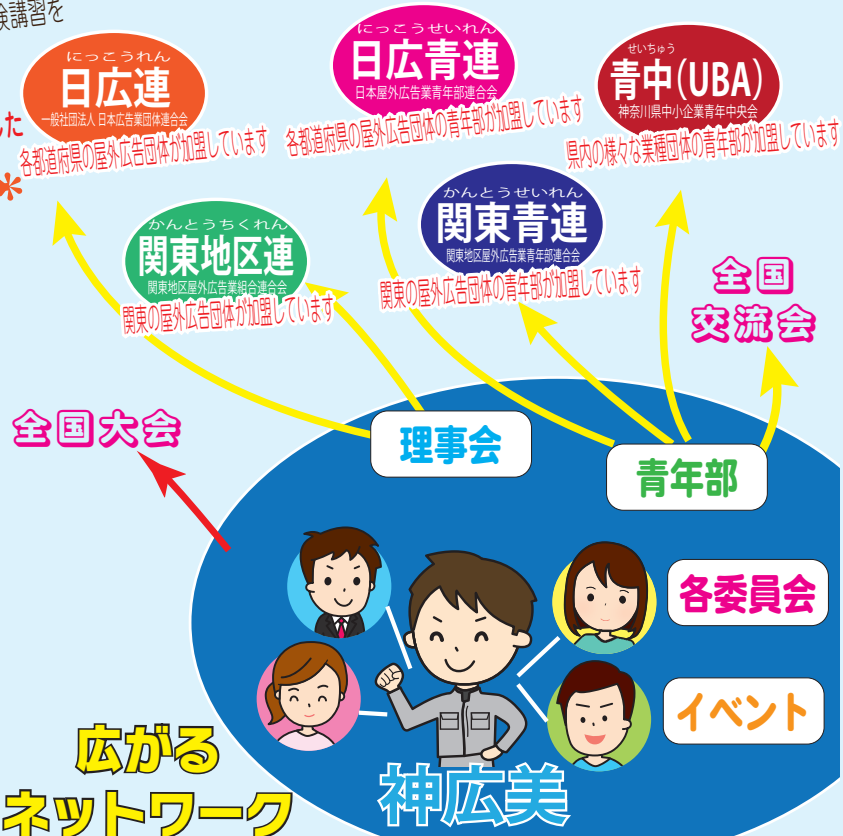
技術の進歩により『看板』に関わる業態は多様化し従来の『看板屋さん』と呼ばれる事業所以外にも様々な事業を営む方々が所属しています。神広美に加入することにより上部団体である（一社）日本屋外広告業団体連合会【日広連】で取り扱う団体保険や各種セミナーやイベントなどを利用・参加することができ全国に交流の輪を広げることが可能です。

現在、神広美は事務局を横浜市に置き県内を4つの支部に区分けをし活動しています。インターネットが普及した現在では以前と比較し情報を得ることは比較的容易となった反面、人と人のつながりは希薄となってしまった感が否めません。しかしながら異なる世代や異なる業態の多くの方が神広美には集います。

その中で得られる情報や気づきは画面越しに容易に得られるものではなく、事業を行う際に大きな支えとなるものであると考えます。神広美では『看板に関わる人と人をつなぐ』を標榜し会員間のつながりをお手伝いできるような各種イベントや施策を実施しています。



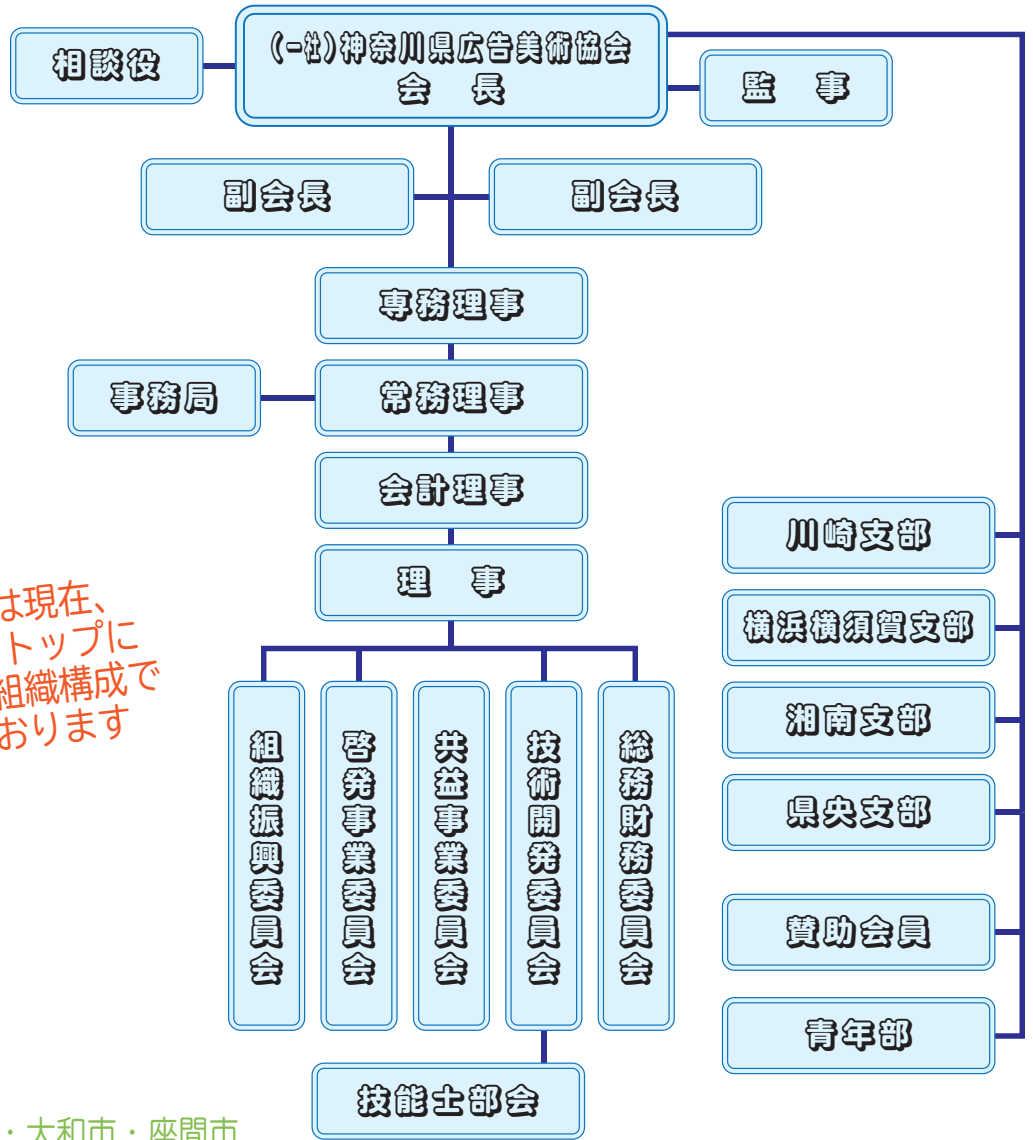
日広連
 全国の看板関係の事業者が集う団体として屋外広告士試験認定機関であり、屋外広告物点検講習を日本サイン協会と共催しています。各種団体保険の取り扱いもしています。神広美に加入すると**各地の加盟事業所を網羅した日広連の名簿に記載されます。**<隔年発行>



看板を作る看板屋さんだけじゃない！
 看板に関わる様々な業種の人が集まっているので可能性は無限大、それが神広美です。
県内 関東 全国へ仲間を増やすことも！
 自社でできないことも仲間がいれば！

広がるネットワーク 神広美

組織構成



末廣芳和 会長

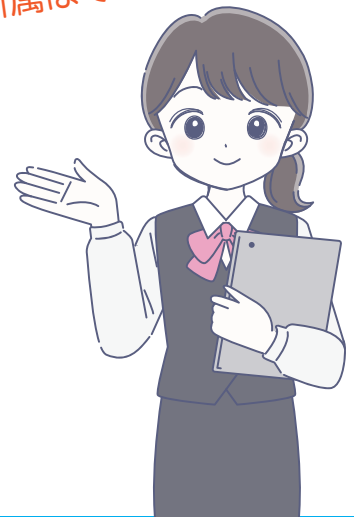
神広美では現在、
末廣会長をトップに
このような組織構成で
活動しております



支部構成



正会員のみ支部所属となります
賛助会員は支部への
所属はできません



会員の種別

正会員

日広連
保険

日広連
名簿

総会
議決権

支部
所属

神広美
イベント

合同
イベント

入会金 ¥30,000
会費 ¥6,700/月
支部会費 ¥1,300/月

県内で広告物・ネオン・展示・一般宣伝・テント造型等広告物を業として営む事業者。事業所が県外であっても県内で事業を営んでいる場合、加入できます。日広連が提供する屋外広告物総合保険制度等のサービスを利用することができ定期的に発行される全国の事業者名簿へ記載されます。また神広美（青年部単独企画を除く）が主催する各種講習会・イベントに参加することができます。総会に参加し議決権の行使が可能です。4支部のいずれかの所属となり各支部のイベントや取り組みに参加することができます。

賛助会員

日広連
名簿

神広美
イベント

合同
イベント

入会金 ¥30,000
会費 ¥4,500/月

※2026年3月現在
2026年度より改定予定

本協会の趣旨にご賛同の事業者。事業所が県外であっても県内で事業を営んでいる場合、加入できます。日広連が提供する屋外広告物総合保険制度等のサービスを利用することができ定期的に発行される全国の事業者名簿へ記載されます。また神広美が主催する各種講習会・イベントに参加することができます。神広美ニュースへ広告の出稿が可能です。（有料）

青年部会員

青年部
イベント

合同
イベント

神広美とは異なる
規約・会計にて運営

青年部は神広美より独立した組織ではありますが神広美と連携し活動をしています。県内で広告物・ネオン・展示・一般宣伝・テント造型等広告物を業として営む事業者。事業所が県外であっても県内で事業を営んでいるおり満55歳以下の方が加入できます。青年部主催または親会合同のイベントに参加することができます。青年部への単独加入も可能ですが正会員 + 青年部会員となることでより活動の場が広がります。関東・全国の青年部や異業種の青年部と連携し活動しており全国に仲間をつくる事ができます。

加入するには



入会申請書は
こちらから！



正会員

賛助会員

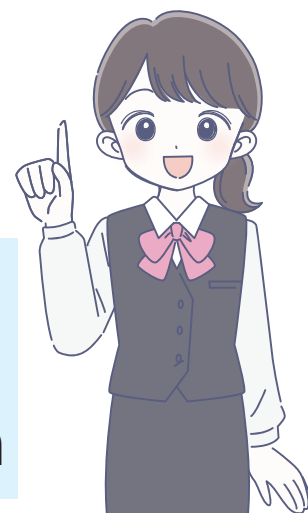
正会員・賛助会員入会は原則的に既存会員の紹介が必要となります。
ご紹介いただける会員がいらっしゃらない場合はご相談ください。
ご入会をご希望の方は当協会事務局へ電話またはメールにてご連絡を
いただき所定の入会申請書ならびに謄本をご提出ください。
理事会にて承認されたのちに入会となります。

一般社団法人 神奈川県広告美術協会 事務局
TEL : 045-438-9011
FAX : 045-438-9012
MAIL : fujisawa@shinkobi.or.jp

青年部会員

ご入会のご希望またはお問い合わせのはメールにて青年部事務局へ
ご連絡ください。

神広美 青年部 事務局
担当 : 神広美青年部部长
MAIL : shinkoubi.youth.association@gmail.com



総合保険制度



詳しくはこちらをご覧ください！



国土交通省が2016年に改正した「屋外広告物条例ガイドライン」では、屋外広告物の点検を義務付けており、点検に係る条例改正の動きが全国に広がっています。日広連の屋外広告物総合保険制度では、看板の設置・取替・撤去における事故や点検における事故の損害賠償を補償する「第1賠償保険」、看板本体の損害を補償する「動産保険」などを用意しており、万が一の備えとしてご利用いただけます。

当保険には、日広連に加盟している事業所のみがご加入いただけます。

※各都道府県の屋外広告物団体に所属することで日広連の加盟業者となります。

ここでは、屋外広告物総合保険制度でご用意している4種類の保険をご紹介します。

第1賠償保険(請負業者賠償責任保険+生産物賠償責任保険)

加入コース

ご加入の際は「シルバー」「ゴールド」「プラチナ」からお選びいただけます。

補償の内容

看板の設置・取替・補修・撤去・点検における事故で、第三者に対して発生した損害賠償金を補償。「プラチナ」では、看板に関する工事に加え、大工工事・内装工事・塗装工事・屋内電気配線工事など、広告物以外の工事で発生した損害賠償金等も補償します。

事故例

工事中／点検中

- ・看板を設置するためユンボで掘削していたところ、地中の水道管を破損させてしまった。
- ・看板の塗装中、養生が風に煽られてしまい、塗料が飛散して車に付着してしまった。
- ・看板の補修中、工具を落としてしまい、通行人にケガを負わせてしまった。

工事後／点検後

- ・看板の設置に不備があり、面板が落ちて車にキズをつけてしまった。
- ・看板を屋根に取付けた後、コーキングに不具合があり、雨漏りが発生してしまった。
- ・看板の点検に見落としがあり、看板が落下して通行人にケガを負わせてしまった。

支払限度額

「シルバー」

対人賠償：1名1事故／1億円(免責金額5万円)

対物賠償：3,000万円(免責金額5万円)

「ゴールド」

対人賠償：1名／2億円、1事故／5億円(免責金額3万円)

対物賠償：5,000万円(免責金額3万円)

「プラチナ」

対人賠償：1名／2億円、1事故／5億円(免責金額3万円)

対物賠償：5,000万円(免責金額3万円)

対人賠償(看板工事以外)：1名1事故／1億円(免責金額2万円)

対物賠償(看板工事以外)：5,000万円(免責金額2万円)



オプション

オプションA

(支給財物損壊担保特約)

発注者等から支給された工食用資材や広告物を損壊してしまった場合に備えることができます。

事故例としては「コンビニの看板を受託したが、設置工事中に壊してしまった」などが想定されます。

オプションB

(支給財物損壊担保特約+リース・レンタル財物損壊担保特約+財物損壊の範囲拡大に関する特約)

オプションAの補償内容に加え、リース・レンタルしている財物を壊してしまった場合や、工事中の事故によって他人の財物の使用を阻害してしまった場合に備えることができます。

事故例としては「レンタルした道具を壊してしまった」「クレーンが倒れて隣接する店舗の入口をふさいでしまい、休業損害を与えてしまった」などが想定されます。



第2賠償保険(施設賠償責任保険)

補償の内容

広告主の責任を補償する保険です。
所有・管理している看板が、通行人や車などに損害を与えてしまった場合の損害賠償金を補償します。

事故例

・看板が落下して通行人にケガを負わせてしまい、看板工事に不備は無く、管理ミスが原因と証明された。

支払限度額

対人賠償: 1名1事故 / 1億円(免責金額10万円)
対物賠償: 1,000万円(免責金額10万円)



動産保険(動産総合保険)



補償の内容

看板本体の損害を補償する保険です。
不測かつ突発的な事故によって、看板に損壊が出た場合の修理費用や片付け費用等を補償します。

事故例

・台風で飛ばされてきた屋根瓦が看板に直撃して穴が空いてしまった。
・店舗で火事が発生し、看板が全焼してしまった。
・大雪で看板が落下してしまった。

支払限度額

看板取付時の請負金額または再調達価額(免責金額1万円)

全国中小企業団体中央会 ビジネス総合保険制度

団体割引

神広美正会員になることで最大33%の割引適用でご加入いただけます。

補償の内容

第1賠償(シルバー・ゴールド・プラチナ)の補償内容に加え、休業損失や情報漏えい事故などを補償します。

事故例

・リース会社から借りた重機を故障させてしまった。
・委託元から支給された看板を損壊させてしまった。
・事業所で火災が発生し、休業せざるを得なくなった。



この他にも団体割引によりお得な
自動車保険への加入も可能です。

お問い合わせは
お気軽に!!
全国で仲間が
あなたを待っています!!



看板に関わる人と人をつなぐ 

 **神奈川県広告美術協会**
KANAGAWA ADVERTISING ASSOCIATION

一般社団法人 神奈川県広告美術協会

〒231-0057 神奈川県横浜市中区曙町1丁目3
藤和伊勢佐木町ハイタウン306号

TEL : 045-438-9011

FAX : 045-438-9012

MAIL : fujisawa@shinkobi.or.jp

